

卒業、進級の認定方法

1.進級

- (1) 各学年の修了認定は、学則及び学則細則に定める各学年の修了に必要な所定の単位数を修得したと認められる学生に、校長が行う
- (2) 現学年に留まる学生については、原則として、当該学年に係る授業科目を再履修するものとする

2.卒業

- (1) 校長は、学則で定める修業年限の年数以上在学し、卒業に必要な所定の単位数を修得した者に、卒業の認定を行う
- (2) 校長は、卒業を認定した者には、卒業証書を授与する

3.専門士の称号

学則に定める課程を修了した学生は、学校教育法第 131 条の 2 及び学校教育法施行規則第 186 条に基づき、専門士(工業専門課程)と称することができる